2020年5月25日

内閣総理大臣　安倍晋三殿

厚生労働大臣　加藤勝信殿

新型コロナウイルス感染拡大で介護崩壊を起こさせず

国民の介護、いのち、くらしを守るための緊急要望書

【提　出　団　体】

守ろう！介護保険制度・市民の会

公益社団法人　認知症の人と家族の会

認定特定非営利活動法人　暮らしネット・えん

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会

全日本民主医療機関連合会

全国労働組合総連合

(事務局団体)中央社会保障推進協議会

新型コロナウイルスが全世界的に拡大し、日本においても感染が広がる中、 2020 年 4 月 7 日、国は特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を 7 都府県、 17 日全国に拡大、5月4日に延長を決定しました。すでに首都圏1都3県と北海道を除いて解除されたものの、介護を巡る全国の状況は依然として厳しいものがあります。

政府は介護保険の事業は自粛、休業の対象とはせず、「十分な感染対策を行いつつ継続」するとしていますが、介護事業所の利用者・職員の感染者が増えており、いくつかの高齢者施設では集団感染が発生しているとも報じられています。しかし、感染リスクの高い高齢者の介護にあたる介護現場では、マスク、手袋、アルコール、ガウン等の衛生・防護用品が絶対的に不足しており、感染のリスクを日々背負いながら介護業務に従事している現状があります。また、その介護従事者自身も高年齢化が進んでいることも、感染リスクを高めることにつながっています。

新型コロナウイルス感染への対応は長期化するとの認識を政府も示していますが、介護事業所の中には、感染を防ぐため苦渋の選択として休業せざるをえないところも多数発生しています。経営基盤の弱い事業所が多数を占める中、今後経営的に行き詰まり介護事業所の倒産・廃業も危惧されています。このままでは新型コロナウイルス感染が終息したとしても、各地域の介護事業を継続していけるかの危機に瀕しています。しかし、4月30日成立した「補正予算」では介護を継続し維持していくための措置は全く盛り込まれないままです。

利用者、介護者は介護事業所との二人三脚で、暮らしを継続しており、事業所の存続は、暮らしそのものです。

介護事業所を守り、国民・高齢者の介護を受ける権利を守り、介護従事者を守るために、次のことを要望します。

1. 介護事業所に必要なマスクや消毒液、ガウン等の衛生・防護用品の確保・供給を国の責任で行うこと
2. 介護事業所が倒産・廃業に至らないよう、介護事業所への財政支援を講じること。少なくとも、前年の実績にもとづき介護報酬の概算払いを行うこと

以上